

令和3年度民間賃貸住宅建設助成事業について

『民間賃貸住宅建設助成事業』とは？

◎どんな内容なの？

七戸町内に「賃貸住宅」の新築・建替工事を実施する法人、個人に対して、町がその費用の一部を補助します。

◎補助金の交付要件は？

七戸町の※登録施工業者と施工契約し、令和3年5月6日以降に着手して、令和4年2月末までに完了すること。

1. 補助対象となる「賃貸住宅」とは、次の項目のいずれにも該当することが条件となります。

- ① **戸建て2戸以上又は1棟あたり2戸以上**の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅
- ② **各戸の床面積**は壁芯間の寸法により算定し、**40㎡以上**であるもの
- ③ 各戸に玄関、水洗便所、浴室、台所及び給湯設備が設置されているもの
- ④ 各戸に**専用駐車スペースが1台分以上**確保されているもの
- ⑤ 敷地内において適切な除排雪を行い処理する計画となっているもの
- ⑥ 次に掲げる建築物でないもの

ア 組み立て式仮設住宅

イ 公共事業等により補償を受けて新築するもの

2. 補助の交付対象者は、次の項目のいずれにも該当することが条件となります。

- ① **町内に事業所（本社又は支店等）がある法人又は町内に住所を有する個人**
- ② **町税等を滞納していない個人又は法人**であること
- ③ 国、県及び他の団体等から本事業と重複する助成金等の交付を受けていない者
- ④ 暴力団の構成員、暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者

3. 補助対象となる「賃貸住宅」の管理として10年間、次の項目が義務付けとなります。

- ① 2親等以内の親族等を入居させてはならない
- ② 許可なく用途を変更、又は取り壊しをしてはならない

◎補助金の金額は？

○ **戸建：1戸あたり100万円**

○ **共同住宅：1戸あたり50万円**

※予算の範囲内で交付します。

◎補助金の交付申請、申し込み手続きは？

○ 申請窓口：七戸建築連合組合（事務局）：七戸職業能力開発校内 電話 0176-62-2491

○ 申込受付期間：**令和3年5月6日（木）**から**令和3年12月17日（金）**まで

※令和3年5月6日以降に契約した※登録施工業者が契約主に代わり手続きします。

※登録施工業者とは？

七戸建築連合組合に「令和3年度七戸町住宅支援事業参加施工業者」として登録した町内施工業者。

● 七戸建築連合組合事務局：七戸職業能力開発校内 電話 0176-62-2491

■ 問い合わせ先 七戸町役場 建設課 電話 0176-62-6244（直通）